

## 社会福祉法人福聚会理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）45号の35第1項及び社会福祉法人福聚会定款（以下「定款」という。）第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 定款第8条及び第21条に定めるとおり、理事長に対してのみ報酬を支給するものとし、常勤及び非常勤の理事（理事長を除く）、監事並びに評議員に対して報酬等は支給しないものとする。

- 2 理事長に対して支給する報酬等は、報酬、役員賞与とする。
- 3 報酬等の支給対象は1週間の勤務時間が30時間以上の理事長とする。
- 4 退職手当は支給しない。

### (報酬等の額の算定方法)

第3条 理事長に対する報酬等の額は、職務執行の対価として各年度の総額が、2,000,000円を超えない範囲で、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ支給する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 役員賞与 別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 退職手当 支給しない。

### (報酬等の支給方法)

第4条 理事長に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月21日（ただし、当該日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、社会福祉法人福聚会職員給与規定第23条の規定に準じて支給する。）
  - (2) 役員賞与 毎年7月及び12月
  - (3) 退職手当 支給しない
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の額の日割り計算)

第5条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 退任した場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任した場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、理事長が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

報酬の額	月額	100,000円
------	----	----------

別表第2 (第3条関係)

7月の役員賞与	報酬の月額×4
---------	---------

12月の役員賞与	報酬の月額×4
----------	---------

※ 法人の運営状態により支給時期の延期、減額又は支給しないことがある。